

○帯広市スポーツ賞スポーツ奨励賞規則

昭和53年3月27日

教育委員会規則第4号

改正 平成5年3月25日教委規則第3号

平成20年3月28日教委規則第6号

平成23年10月21日教委規則第17号

令和元年12月26日教委規則第11号

(目的)

第1条 この規則は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第20条の趣旨に則り、スポーツ大会等において優秀な成績を収めた者及びスポーツの振興に寄与した者の顕彰に関し、必要な事項を定め、もって本市のスポーツの振興に資することを目的とする。

(スポーツ賞)

第2条 帯広市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者で、特に功労顕著であると認められるものに対し、帯広市スポーツ賞（以下「スポーツ賞」という。）を贈ってこれを表彰する。

- (1) 帯広市のスポーツの普及・振興に特に貢献のあったもの
- (2) 全国的競技大会において優勝又は優秀な記録を樹立したもの

(スポーツ奨励賞)

第3条 教育委員会は、各種大会等において優秀な成績を収めたものに対し、帯広市スポーツ奨励賞（以下「スポーツ奨励賞」という。）を贈って、これを表彰する。

(受賞者の決定)

第4条 スポーツ賞及びスポーツ奨励賞の受賞者は、帯広市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）の答申に基づき、教育委員会が決定する。

(表彰期日)

第5条 スポーツ賞及びスポーツ奨励賞の表彰は、毎年スポーツの日に行う。ただし、特別の事情があるときは、変更することができる。

(委任規定)

第6条 この規則の施行について必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（平成5年3月25日教委規則第3号）

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月28日教委規則第6号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に残存する用紙は、なお当分の間使用することができる。

附 則（平成23年10月21日教委規則第17号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年12月26日教委規則第11号）

(施行期日)

この規則は、令和2年1月1日から施行する。